

後期高齢者医療制度の 保険料が決定

後期高齢者医療制度では75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人が被保険者となり、被保険者全員が保険料を納めることになっています。

7月中旬に今年度分の「保険料決定通知書」が届きます。

保険料の決まり方

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する

「所得割額」の合計額（賦課限度額62万円）で、千葉県後期高齢者医療広域連合が決定しています。保険料率は県内均一です。（表1）

（表1）令和元年度の保険料＝均等割額＋所得割額（1人当たり）

県内均一	均等割額	41,000円
	所得割率	7.89%
	賦課限度額	620,000円

※所得割額＝（総所得金額など－33万円）×所得割率

（表2）均等割額の軽減基準

総所得金額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	8.5割	6,150円
33万円 ※うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（そのほか各種所得がない）	8割	8,200円
33万円＋（28万円×世帯に属する被保険者数）	5割	20,500円
33万円＋（51万円×世帯に属する被保険者数）	2割	32,800円

保険料の納め方

納付方法は資格取得の時期、年金受給額などで異なります。送付される決定通知書で確認してください。

●特別徴収（年金天引き）

年額18万円以上の年金受給者（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える場合は除く）が対象です。年6回の年金定期払いのときに差し引かれます。ただし次のような場合は、一定の期間「普通徴収」となります。

- 年度途中で75歳になった（65歳以上で一定の障害があり認定された）。
- 年度途中で転入した。
- 修正申告などで、保険料額の変更があった。
- 年金差し止めなどで、年金の支給が一時停止された。
- ※特別徴収から口座振替に変更することもできます。

●普通徴収（納付書・口座振替）

年額18万円未満の年金受給者、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える人が対象です。納期は7月から翌年2月までの年8回、納付期限は各月の末日（12月は25日）で、休日の場合は翌営業日になります。納付書は決定通知書と一緒に届きます。市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局で納め



てください。

口座振替を希望する人は、被保険者証、預金通帳と届け出印を持参し、納付書に記載のある金融機関で申し込んでください。

保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者や世帯主の総所得金額の合計額が、表2の基準を下回る場合「均等割額」が軽減されます。

この制度に加入する前日まで、健康保険組合などの被扶養者だった人は、所得割額がかららず、均等割額は資格取得後2年間に限り、5割軽減されます。

納めなかった場合は

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、被保険者証の有効期限が短くなることがあります。さらに滞納が続く場合は、財産の差し押さえなどを受けることもあります。

問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連合 資格保険料課
☎ 043・308・6768
市保険年金課 高齢者医療年金班
☎ 62・5882